

# 男女共同参画局による地域関係施策

## 1. 情報提供

国が作成した公表物(報告書、広報誌、パンフレット、ビデオ)

## 2. 研修

新任者向け、課長向け、男女センター向け

## 3. 内閣府と地方公共団体との共催事業

### ①男女共同参画フォーラム

内閣府と都道府県・政令指定都市との共催で、基調講演とパネルディスカッションによるフォーラムを開催する。毎年3自治体で実施。

平成25年度 堺市、さいたま市、福岡市

### ②男女共同参画宣言都市奨励事業

男女共同参画宣言都市となる市区町村が開催。(募集により年5~8カ所開催)

国が、記念式典の開催費用の一部負担、情報提供・助言等を行う。

平成25年度

これまでに、奨励事業により宣言都市となった市区町村は104。  
その他、国の支援を受けないで宣言都市となった市区町村は39。

## 4. 研究・調査

実践的調査・研究:地域における実践的な活動に関する先進的事例を収集・提供。

平成24年度 「地域における女性の参画状況調査」

# 男女共同参画局による地域関係施策

## 5. 地域の取組に対する支援

### (1) 都道府県における女性活躍推進事業 (25年度新規事業)

地域における女性の活躍促進による経済活性化策として、先進的な事業を地域で行い、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握を行う。成果は、幅広く情報発信。

#### 【25年度】

対象：都道府県

事業総額：19,500千円

採択事業：6事業(6府県)

申請事業：14事業(14道府県)

青森県 北海道・東北で活躍する女性リーダーが  
つなぐネットワークづくり(仮称)

富山県 企業の女性活躍推進度調査事業

福井県 ふくいの働きやすい企業ガイド～目指  
せ！5つ星！～の作成

京都府 京女ビジネス交流フェア事業

香川県 「元気な香川女性の事例集(仮称)」作成  
等事業

愛媛県 "出張！人材活用コンシェルジェ企業別  
マネジメントスキル向上セミナー「働き女史の  
トリセツ」"

### (2) 連携支援事業

地域における様々な主体による連携組織(ネット  
ワーク)による、地域課題解決のための男女共同  
参画視点を踏まえた検討・周知活動を支援。

[内閣府負担経費] 検討会等の謝金、旅費、会場借料、  
印刷、人件費等 最大180万円

#### 【24年度】

採択事業数：8事業

申請事業数：14事業

(事業例)

○さっぽろ女性起業ネットワーク支援事業

(財団法人札幌市青少年女性活動協会)

○地域版！ジョカツ(女性活躍推進)事業 人を育て、地域  
を育てる (特定非営利活動法人ワークライフ・コラボ)

○“ホワイトリボンキャンペーンプロジェクト～男性と共に取  
り組む女性への暴力のない地域づくり～ (“NPO法人女  
性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ)

### (3) アドバイザー派遣

地方公共団体等に、専門家(学識経験者等)を講  
師として派遣し、指導・助言する。

[内閣府負担経費] 講師謝金、旅費

#### 【25年度】

実施件数 148件 (申請件数 219件)

## (参考) 地方公共団体の施策に関する男女共同参画基本法の規定

- 地方公共団体は、国の施策に準じた施策その他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第9条)
- 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。  
(第14条第1項)
- 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。(第14条第3項)
- 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第20条)